

● 入湯税の使途について（令和4年度決算分）

入湯税とは、鉱泉浴場等における入湯客の入湯行為に対して課される税金です。
山ノ内町は宿泊入浴客1泊150円、日帰り入浴客1日30円を課税しています。

入湯税は地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理、消防施設・設備等整備や観光の振興に要する費用に充てられています。

令和4年度決算における入湯税の使途については、次のとおりです。

（歳入） 入湯税額 54,457 千円

（歳出） 入湯税充当可能事業費（地方税法第701条） 268,302 千円

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳		
			特定財源	入湯税	一般財源
環境衛生施設の整備	衛生施設組合 （負担金）	33,684		6,823	26,861
	レジオネラ菌対策	7,886		7,886	0
	小計	41,570	0	14,709	26,861
鉱泉源の保護管理施設	鉱泉源保護管理 （補助金）	7,886		7,886	0
	小計	7,886	0	7,886	0
消防施設等の整備	消防施設・ 設備等整備	1,404		1,404	0
	小計	1,404	0	1,404	0
観光の振興	観光施設整備	108,496	21,194	11,598	75,704
	観光振興事業	108,946	16,802	18,860	73,284
	小計	217,442	37,996	30,458	148,988
合 計		268,302	37,996	54,457	175,849

※1 入湯税額は、令和4年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。